【別紙 1】本件事案の概要

月日	概 要
2023年2月末	本件ドラマ化について日本テレビ A 氏が小学館に問い合わせ。
3月1日	A氏、小学館へ企画書を送付する。翌2日小学館C氏から返信。
3月9日	A氏、B氏と小学館C氏、D氏が小学館にて面会。原作はまだ完結していないがコ
	ミック6巻発刊(当時)で、そろそろドラマ化可能と言われ好感触。小学館から他
	局へのバラシ(断り)の期間待ってほしい旨、日テレ側に述べC氏、D氏から本件
	原作者は「難しい人」(原作へのこだわりが強い人)である旨伝えられる。A氏、B
	氏が原作を大切にする旨答える。
3月29日	本件ドラマ化について小学館とA氏、B氏がオンラインにて打合せ。小学館からド
	ラマ化について承諾を得たという認識。
4月以降	A 氏がキャスティング、脚本家の選定、制作スタッフの選定に入る。キャスティン
	グは事前に小学館に伝え、本件原作者から OK あるいは NG の回答を得る。
	A 氏、本件脚本家に対し、本件ドラマの脚本執筆を打診。
4月4日	B氏がD氏からの情報として、本件原作者の別の原作のドラマ化において、脚本家
	に対して不満を持ち「自分で書く」と言い出した過去があったことを日本テレビ」
	氏に LINE で伝える。
4月5日	A氏、C氏に対し、本件ドラマの脚本家候補の1人として、本件脚本家名をメール
	にて連絡。C氏から電話にてOKの回答を得る。
	A氏、本件脚本家に企画書をメールで送付する。その後、原作コミックを送付。
4月15日	A 氏が本件脚本家と対面で脚本執筆を依頼。本件脚本家も原作が面白いので前向き
	に検討。
4月18日	本件脚本家が本件ドラマの脚本を執筆することに同意する。
4月25日	日本テレビの企画決定会議で、10月期日曜ドラマ枠で放送することを承認。
4月~6月	A氏、本件脚本家、E氏、F氏、H氏らがコアメンバー(以下「制作サイド」という
	ことがある)として、プロット・脚本制作に入る。
4月24日	C氏、A氏に対し本件原作者の意見をまとめたという A4 1 枚程度のドラマ全体構成
	案をメールにて送付。
5月1日	A氏がC氏に対し1話のプロットを送付。
5月2日	C 氏が A 氏に対し1話プロットについての意見をメールにて連絡。制作サイド、C
	氏から返ってきた意見を基に1話プロットの修正に取り掛かる。
5月10日	A 氏が C 氏に対し 2 話プロットをメールにて送付。
5月11日	C氏、2話プロットについて、2話だけでなく1話の修正と3話の構成を見て判断
	したい旨メールにて連絡。
5月15日	出演俳優、ベリーダンスのレッスンを受け始める(以後定期的に継続)。

5月17日	A 氏が C 氏に対し1 話修正プロット、2,3 話プロット(2 話は前回のまま)をメール
	にて送付。併せてラストに向けての構成案をメールにて送付。
5月19日	C氏から A氏に対し、1話修正プロット了承、2,3話プロットへの意見(やむを得
	ない場合以外はできるだけ、原作の流れを崩さないで頂けたら)、ラストに向けて
	の構成案の意見をメールにて戻す。
5月20日以降	本件脚本家、1話の脚本執筆に取り掛かる。
	以後、本件原作者からプロットの了承を得た後、順次脚本を執筆し、A氏ができた
	脚本をC氏にメールにて送付して、本件原作者の意見をC氏を通じてメール及び電
	話にて聞く。
6月1日	C氏がA氏に対し10月期に実現した場合の小学館の宣伝展開案を送付。
6月8日	A氏、C氏に対し、日本テレビにおいて本件ドラマが10月期日曜ドラマとして初回
	放送日と話数を正式決定した旨をメールにて伝える。
6月9日頃	B氏、D氏に対し、9,10話のドラマオリジナル部分については、本件原作者がロン
	グプロットを提案することについて同意した旨電話で伝える。
6月10日	D 氏から A 氏に対し、原作が未完であるため、ドラマオリジナルになる 9,10 話は
	原作者が脚本又は詳細プロットの形で提案したい、許諾の条件という程ではない
	が、はっきりとした要望として検討頂きたい旨のメールが入る。A氏、D氏に対し、
	同意のメールを送る。
	D氏とのメールのやり取り後、A氏、C氏と電話で打ち合わせ、本件原作者からプ
	ロットでの提案ということで了承を得る。電話後、C氏からA氏に対し「脚本周り
	の件、本件原作者にプロット書いて頂く方向で進められたら」旨のメールが来る。
6月15日以降	日本テレビと小学館が本件ドラマ化についての契約書締結交渉を始める。6 月 15
	日に A 氏が小学館にドラフト作成を依頼。7月28日に小学館から契約書ドラフト
	が日本テレビに届き、契約書内容が過去作品から大幅な変更があり、検討に時間を
	要したため、日本テレビの回答は9月27日であった。結果的に、放送前に締結に
	は至らず。
6月11日	4話プロットについて、エピソードの一部入れ替えを原作者が認めず。何回かやり
~7月1日	とりを繰り返すが最終的に本件原作者の意向に従ってプロットを作成する。
7月10日	A氏、C氏へ7話プロットをメールで送付する。
7月16日	C氏からA氏に対し、7話プロットのドラマ改変部分(朱里と小西との喧嘩のセリ
	フの追加、朱里が田中さんの化粧を失敗する点のカット)について原作どおりに戻
	す旨の本件原作者の強い意見をメールにて送られる。
~8月5日	制作サイドと本件原作者との何回かのやりとりの後、最終的に7話のドラマ改変部
	分を原作どおりに戻した。
7月16日	本件原作者とC氏からA氏、F氏がベリーダンスのディナーショーに誘われ同行す
	る。プロットの話は出ず。
1	

7月20日	C氏から本件原作者が作成した 9,10 話のざっくりしたプロットがメールにて送ら
	れる。「疑問点やリクエスト、ドラマ都合のことなど、遠慮なく仰ってください」 というコメント付。
7月22日	上記を受けて制作サイドが、9,10 話のプロットに対する希望をまとめたものを A
, ,,, == ,.	氏がC氏に対しメールにて送る。
7月23日	C 氏から A 氏に対し、上記希望はほぼ受け入れられないという返事とその理由及び □ □ □ □ □ □ □ □ □
	代替案がメールにて返ってくる。
7月20日	本件ドラマのスピンオフを Hulu で配信することになり、A 氏が Hulu オリジナル企
	画書を C 氏へメールで送付する。
8月1日	本件ドラマ情報解禁。
8月3日	C氏を通じて本件原作者から8~10話の詳細プロットがメールにて送られて来る。
	その際、原作者の意見として、ネタバレギリギリのライン探りながらバランス見な
	がら書いているので、アレンジやエピソード順番の入替、セリフの変更は基本しな
	いでほしい。尺とか、撮影的に難しいので変更できないとかは相談してほしい旨の
	意見を伝えられる。
8月4日	A 氏が C 氏に対し、上記原作者の意見について脚本家が台本にする上でこれらは絶
	対に発生する(原作者の提案プロットをベースにするが、尺、撮影、実写化するに
	あたり必要なこと、スポンサー、ドラマとしての1話ごとの盛り上げ、役者とのす
	り合わせ、諸々取り入れて台本にする)旨メールで連絡する。これに対し、C氏か
	ら(先ほどのメールでは)一応原作者の言葉をそのまま伝えるが、一切の変更を許
	さないということではない旨メールで回答あり。
9月3日	本件ドラマクランクイン
8月22日以降	A氏がC氏に対し、順に6話,7話,8話の脚本を送り、C氏を通じて本件原作者とラ
0 0 11 0	リーをする。
9月11日	A 氏が C 氏に対し、「ここだけの話」ということで本件脚本家が本件原作者の指摘
	を読めない(読むのがつらい)と言っていることを告げる。結果的に本件原作者に伝 わる。
	ひる。 C 氏を通じて、本件原作者が作成した「修正について」という Word 文書が A 氏へ
	メールにて送付される。
	由以外では出来る限り改変しないでほしい、というのが小学館の希望である旨述べ
	られていた。
	A氏はC氏に対し電話で、今までどおり進めさせてほしい旨連絡する。
9月14日~24日	撮影時に2話の尺が足りず追加脚本が必要なことが判明し、本件脚本家が追加脚本
	を執筆する。さらに尺が足りず再度追加脚本が必要になったが、本件原作者が一部、
	再度追加脚本に同意せず。
	本件原作者の態度が更に硬化し、8~10話は一言一句絶対に変えないでほしい旨言

	っていることがC氏からメールで伝えられる。A氏はC氏に対し、このメールへの
	返信で、8~10話について一言一句変えないというのは無理である旨メールにて回
	答する。最終的に本件原作者の同意がなかった部分を追加脚本から除外する。
9月18日	本件原作者、C氏他1名が連載誌への撮影見学記の取材のため、生田スタジオでの
	本件ドラマの撮影見学に来る、A氏応対。本件原作者は出演者に会って話をする。
	朱里がメイクの道に進む設定であるため、メイクさんの取材をする。
9月30日	8~10 話の脚本を A 氏から C 氏にメールで送付し、本件原作者に見せる前に C 氏か
	ら懸念点を知らせてほしい旨付言。
10月2日	C氏からA氏に対し8話以降は、今までとは根本的に違い、ドラマとして必要な変
	更以外は基本的にしないでほしい、というメールが来る。A氏、C氏に対しそれは
	無理である旨電話で回答。
10月4日	A氏、8話,9話について、小学館に赴きC氏、D氏と一つ一つ確認を行う。
10月6日	A氏、確認に基づき本件脚本家が修正した8話台本を小学館へメールで送る。
10 月	撮影でリテイクが発生する。
10月10日	原作漫画7巻発売。
	冒頭に、本件ドラマ化についての本件原作者の8/31という日付があるメッセージ
	が掲載されている。
10月17日	C氏からA氏に、「残り9,10話に関してはロボット的な脚本起こしをお願いした
	い」旨メールが来る。
10月17日頃	D氏からB氏に本件脚本家を外してほしい旨電話連絡がある。
10月21日	C氏からB氏に対し、本件原作者の意向として、9,10話は本件原作者の脚本通りに
	放送すること、及び、本件脚本家を今すぐ外すことが守られなければ、Hulu、二次
	使用もすべて許可しない旨のメールが来る。
	B 氏が A 氏に対しその旨伝え、本件原作者の意向通りに放送するようにと指示す
	る。
10月22日	本件ドラマ第1回放送(以後、毎週1回、最終話(10話)12月24日まで)
11月1日	A氏が本件脚本家に対し9,10話を本件原作者の脚本で進める旨伝える。
11月2日	本件脚本家、9,10話の脚本から降りる旨A氏に伝える。
	本件脚本家から、9,10 話のクレジットに本件脚本家の名前を入れるよう要望が来
	る(以後、12月まで、「脚本協力」、「監修」、「協力」など、様々な形でのクレジッ
	ト表記について、継続的に協議。)。
11月9日	日本テレビが小学館に 9,10 話について本件脚本家のクレジットの要望を伝える
	が、全て断られる。本件原作者が、「本件脚本家を『脚本協力』等で表示するので
	あれば10話の脚本を渡さない」と言っている旨告げられる。
11月13日	結局、10 話(最終話)にオールクレジットとして、「脚本 1~8 話 本件脚本家
	9,10話 本件原作者」という表記のみ小学館から同意が取れる。

11月14日	A 氏から本件脚本家に対し、クレジットについての小学館との交渉結果を伝える。
11月22日頃	5 話の TVer での配信において本件原作者への事前連絡なく楽曲が一部差し換えら
	れたため、出演俳優のセリフと合わなくなっていることに本件原作者が気付き、C
	氏から A 氏に電話連絡。
12月4日	Hulu の番組表上に本件原作者の表記が落ちていたことが、本件原作者の指摘によ
	り発見される。
12月15日	本件ドラマ、クランクアップ
12月15日	小学館から本件ドラマサントラ盤について地上波放送終了後に販売延期してほし
	い旨要求を受ける。日本テレビは、グループ会社に対し本件ドラマサントラの販売
	停止・商品回収を依頼。
12月22日	本件脚本家、弁護士に相談し、同弁護士から日本テレビにクレジットの対応を求め
	る通知書が来る。
12月24日	本件脚本家が自己の SNS に投稿。本件ドラマ 10 話(最終話)放送。
12月28日	本件脚本家が自己の SNS に投稿 (2回目)
2024年	本件原作者が自己のブログとXに投稿。
1月26日	
1月28日	本件原作者Xに投稿。
	その後自己のブログとXの投稿削除。
1月29日	本件原作者 訃報
2月8日	本件脚本家、SNS に経緯を知らなかった旨投稿後、SNS を削除

以上